

合併一宮町誕生

合併を必要とした理由

新民主憲法のもとに、政治は明治憲法の中央集権的政治機構から、地方分権化への政策がとられることとなった。そのためには、地方団体の経済の健全と、戦時から戦後にかけて複雑錯綜した事務の簡素化、封建性をもつ旧習俗の排除などが急速に必要となった。昭和二十二年に地方行政制度が樹立されたのは、これがためである。そして弱小町村の財政力負担の考慮と、自治体の独立強化をなすために、町村合併促進が政府において考案究議され、全国的にそれが実施される運びとなった。政府は人口八千未満の町村八、二四五の九五パーセント、七、八三二町村を次のように合併促進することとした。①七、八三二町村中の一、五〇〇町村は、市または人口八、〇〇〇以上の町村に合併する。②右の残

り六三三二町村は、平均四ヶ所毎に合併して一五八三とする。③以上により減少する町村の合計数は六二四九、合併完了後の町村数は三三三七とする。このようにきまっていたのである。

明治二十二年の市町村制施行後、六十年の歳月を経て、いまや社会、産業、文化、交通等は格段の進歩と変化をみせている。特に文化の遅れた地方の自治団体が貧弱な財政力と少数の人員をもってしては、到底新時代にマッチすることができなくなったので、一般に強固な地方自治体をつくるべく合併の声もあがっていた。わが新一宮町はこのような政治的情勢の下に、千葉県で合併促進の線に沿って誕生したのであるが、これがためには、編入境界の変更等が約三ヶ年を要した。

合併までの経過

昭和二十七年六月頃太東、東浪見、一松、高根、八積、土陸の六ヶ村と一宮町の七ヶ町村合併案が新聞紙上に掲載されるや、当地域の有識者間に合併の気運が萌したが、同案にたいしては一宮町と東浪見村以外は消極的であった。当時県は、新町村合併の町村規模適正モデル地区設定の意図を持っていた。そして高根村、一松村、八積村（いまの長生村）をモデル地区として推進して来たが、一宮町、東浪見村の二町村は、七ヶ町村の合併の希望を捨てず、最悪の場合は二ヶ町村の合併も止むなしとして、必要の活動をつづけていた。合併の経過は次のとおりである。

同二十八年二月十四日、一町六ヶ村議員研究大会を一宮町小学校に開催し、各町村より三名の委員の選出を決めた。六月十五日、一町六ヶ村推進議員大会を一宮小学校講堂に開催した。この時の出席

町村議員は、一宮町と東浪見村の議員で、最悪の場合においては、

一宮町と東浪見村を母体とした分村地区を含めた合併に邁進することとした。六月十七日、一町六ヶ村合併推進委員会を一宮町小学校に開催したが、出席町村は一宮町と東浪見村の推進委員であり、再度全町村が母体であることを確認した。七月九日、一町六ヶ村合併研究推進議員大会を一宮町小学校に開催した。この時も集ったのは一宮町と東浪見村の議員だけであった。両町村議員全員が推進委員となり、両町村より五名の実行委員を選出、七月十七日、一町六ヶ

村合併推進実行委員会を一宮町役場に開催し、八積村、一松村、高根村に懇談の申入れを決議した。八月七日、一町六ヶ村合併推進実行委員会を一宮町役場に開催し、一松村、高根村、八積村の三村地区の状況について報告を行なった。八月十四日、一町六ヶ村合併推進実行委員会を一宮町役場に開催し、再度三村に合併懇談会の申入れを決めた。八月二十四日、一町六ヶ村合併推進実行委員会を一宮町役場に開催し、三村周辺の部落についての状況報告を行なった。八月二十七日、一宮町六ヶ村合併推進実行委員会を一宮町役場に開催し、三ヶ村及び周辺地区の状況と経過の報告を行なった。八月二十八日、一宮町六ヶ村合併議員大会を

一宮町小学校に開催、一宮町と東浪見村のみ出席し、三村にたいする態度の検討と経過の報告を行なった。九月三日、一町六ヶ村合併推進実行委員会を一宮町役場に開催し、三村の合併決議により一町六ヶ村合併推進委員会のありかたを検討、一町六ヶ村の構想はそのままとし、東浪見村、一宮町を母体として周辺地区の受入れ態勢を整え

合併することを決議した。九月五日、一町六ヶ村合併推進実行委員会を一宮町役場に開催、東浪見村と一宮町をもって合併し、周辺地区は何時でも受入れられる態勢にすることを決議した。九月六日、

一町六ヶ村議員大会を東浪見村役場に開催し、東浪見村と一宮町との合併について説明、一町六ヶ村合併推進委員会は、この日をもってその任を終了した。続いて東浪見村、一宮町両町村の議員大会を開き、次のことを満場一致で可決した。

(一) 宣言。一町六ヶ村の合併によりその規模の適正化をはかり、以て強力なる地方自治の実を挙げんと企画したる今日その同調を得ざるといえども、幸に東浪見村、一宮町両町村の結果をみるにいたりたる事は、誠に喜びに堪えざるところである。我々は更に進んで、周辺地区の受入れ態勢を強化し、当初の目的達成に邁進せんとするものである。

(二) 本大会は、昭和二十八年十一月三日より東浪見村、一宮町を廃し、その区域をもって一宮町を設置する。

(三) 周辺地区受入れのこと。

(四) 東浪見村一宮町の合併促進委員の選出。

合併促進委員

東浪見村側 議会議長田中広俊、同副議長田中彰一郎、同議員石

野益二、鶴沢長蔵、秋場孝、長谷川等、長谷川徳太郎、村長峰島峰司、助役長谷川勇、書記小安亮行の十名

一宮町側 議会議長浅野文治、同副議長片岡知哉、同議員清水孝平、小高倉之助、伊東貫一、丸島隆作、川城豊次、町長近藤三

郎、助役齊藤一、書記御園生三郎の十名
計二十名

九月十一日、東浪見村及び一宮町は時を同じくして議会を召集し、合併提案を議決して新一宮町を誕生せしむることとなった。ついでには両町村とも、議員の任期を一年延長することとした。そして、新町建設計画委員には、合併促進委員をもってあてることとした。

同二十八年十月五日、二町村長は協議の結果、新一宮町の公選による町長決定までの間、一宮町長職務執行者として、地方自治法施行令第一条の規定により、峰島峰司（東浪見三六六番地）を決定した。

十月二十九日、次のような総理府告（告示第二一八号）が官報に掲載された。

町村の「廃置分合」地方自治法第七条第一項の規定により昭和二十八年十一月三日から千葉県長生郡東浪見村及び一宮町を廃し、その区域をもって一宮町を置く旨、千葉県知事から届出があった。

かくて新町の誕生は数日後に迫った。新町建設計画も委員会の決定に基づき、すでに決議のとおり新町名は一宮町とし、役場の位置を一宮町一宮二、九六〇の一番地（旧一宮町役場）と定め、さらに町村合併促進法第六条の規定によって新町建設計画書を十月三十日、二町村長名で県に提出した。

同年十一月三日文化の日、一宮町長職務執行者峰島峰司により一

宮小学校に初の議会が召集され、新一宮町に必要な議案が提案され、全議案の可決成立をみて新一宮町は発足した。

開庁式はこの会議の前に挙行された。同年十一月末日、一宮町長職務執行者は辞任し、その代理として、十二月一日より町長職務代理者に事務吏員小安亮行が職務を受けつぐことになった。（地方自治法第一五二条第二項による）

同年十二月十六日、新町長の選挙が行なわれ、無所属の久我惣太郎が当選し、初代町長に就任した。

境界変更（船頭給、新地、宮原）
かねてより長生村（一松、八積、高根三村の合併による）及び一宮町は、船頭給、新地、宮原の境界変更（分村）について、県にたいし陳情または請願を行ってきたが、十二月五日、一宮町長職務代理者小安亮行、議会議長清水孝平の両名は、船頭給代表中村孫右衛門、新地代表森伊盛、宮原代表神代国治の三名と打ちあわせ、両町村は調停委員会において左の協定書のごとく協定し、十一月二十九日の原則の速かに実現することを約した。

協 定 書

調停案に対する事務促進のため、各部落の陳情請願等は、爾後長生村と一宮町との交渉に依り決定する。各部落は、早期解決のため各部落の単独陳情、請願などを敵に行なわざるようにする。

長生村より一宮町及び茂原市に分離を希望する部落にたいする取扱いについての調停案

一 長生村旧一松村船頭給部落については、長生村長は速かに一宮

町へ分離の手続を行なうこと。

二 長生村旧一松村新地部落については、関係部落民において協議の上境界を決定した場合、長生村長は速かに一宮町に分離の手続を行なうこと。なお関係部落民の協議が速かに完了するよう協力すること。

三 長生村旧八積村七井土、藪塚、宮原部落については、母村希望者（分村反対者）、分村希望者との話し合いで境界線が定まった場合住民投票の方法によらず分村の手続を行なうものとする。

この調停案にたいし、長生村より次の通り附帯提案がなされた。

一 分離を行なう際、不在地主等を生ぜしめないことを考慮し、双方飛地を認めること。

二 分離の手続は、分離部落民の現在有する滞納に係る村税完納後直ちに行なうこと。

三 分離に伴う一宮町と長生村の境界は、長生村の議会においてこれを定めること。

四 地方自治法第六条第三項の規定による財産処分の協議については、一宮町において境界変更に伴う財産処分を長生村に帰属せしむる旨の議決をすること。

このようにして準備はすすめられ、昭和二十九年三月八日、長生村議会ならびに一宮町議会の議決を経て、船頭給は同年四月一日から一宮町に編入することとなり、長生村長高橋利一、一宮町長久我惣太郎は、県知事に次の申請書を提出した。

町村の境界変更の処分申請

長生郡長生村は別紙調書の区域を長生郡一宮町に編入することにつき、別紙のとおり議会の議決を経たので地方自治法第七条第一項の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

昭和二十九年三月九日

長生郡長生村長 高 橋 利 一
長生郡一宮町長 久 我 惣 太 郎

千葉県知事 柴田 等 殿

両町村議会では、次の議案が提案可決された。

第一号議案 長生村の別紙調書の区域を一宮町に編入する処分を知事に申請することについて

本村（町）は一宮町（長生村）との協議に基づき別紙調書の区域を四月一日を期し一宮町に編入することについて、知事の処分を申請するものとする。昭和二十九年三月八日提出長生村長（一宮町長）

第二号議案 財産処分について

長生郡長生村の別紙調書の区域を一宮町に編入する場合において、本村（長生村）の所有する一切の財産（権利義務）は長生村へ帰属するものとする。昭和二十九年三月八日提出長生村長（一宮町長）

かくして船頭給は同二十九年四月一日、一宮町船頭給となり、面積〇・九六平方杆、人口六五六人で、同年四月一日の一宮町の面積は、二二・四一平方杆、人口一〇、二五三人となった。

八月九日、千葉県知事は新地部落の分村勧告書を発した。ところ

消防施設整備	300千円	保育所新築	2,400千円	中学校々舎増築	2,469千円
村道新設	462 "	消防施設整備	300 "	保育所新築	2,400 "
道路新設	216 "	村道新設	462 "	消防施設整備	400 "
診療所新築	2,460 "	道路新設	900 "	村道新設	462 "
道路新設(失業対策)	1,901 "	道路新設(失業対策)	1,901 "	道路新設	900 "
公営住宅新築	2,717 "	公営住宅新築	2,717 "	道路新設(失業対策)	1,901 "
合計	8,056 "	合計	8,680 "	公営住宅新築	2,717 "
				合計	11,249 "

昭和三十年度事業内訳

財産名	合併時規模	合併時換算	合併後規模	右換算	消防施設整備	300千円
現金		901,000円			村道新設	462 "
有価証券					衛生設備	1,740 "
役場庁舎	187坪65	3,480,000円	247坪65	4,920,000円	道路新設(失業対策)	1,901 "
小学校	1,488	23,000,000 "	1,488	23,000,000 "	公営住宅	2,717 "
中学校	572	8,000,000 "	772	12,421,000 "	合計	7,120 "
保育所	60	700,000 "	324	5,980,000 "		
避病舎	60	500,000 "	60	500,000 "		
住宅	28.50	150,000 "	28.50	150,000 "		
診療所			79.50	2,400,000 "		
計	2,396坪15	36,830,000 "	2,999坪65	49,371,000 "		
宅地	16,408坪	6,563,200 "	16,408坪	6,563,200 "		
山林	48反2畝03歩	48,200 "	48反2畝03歩	48,200 "		
その他	202反8畝22歩	363,300 "	202反8畝22歩	363,300 "		
合計		44,705,700 "		56,345,700 "		

基本財産造成に関する事項

昭和三十三年度事業内訳

役場庁舎増築	1,800千円
中学校々舎増築	3,057 "
保育所新築	1,800 "
消防施設整備	400 "
村道新設	462 "
道路新設(失業対策)	1,901 "
公営住宅新築	2,717 "
合計	12,137 "

昭和二十九年事業内訳

(四) 消防施設の整備と統合
合併による地域の拡大に対応し、消防団体は消防機動力と施設の充実をはかって統合する。
(五) 建設計画の事業内訳は次の通りである。

計	東浪見中	一宮中	学校名	普通教室数	同上坪数	特別教室数	同上坪数	講堂坪数	その他の坪数	坪数合計	生徒数
一四	五	九		一三〇三・五	一三七・五	一	七〇・七五		一八九・七五	五七二	六一六

合併時の中学校の現状

計	東浪見小	一宮小	学校名	普通教室数	同上坪数	特別教室数	同上坪数	講堂坪数	その他の坪数	坪数合計	生徒数
三一	一一	二〇		七〇二	三〇二	二	四〇	二二四	二二六	一、四八七	一、三八八

合併時の小学校の現状

- (1) 吏員 三名
- (2) 所管事務 配給、徴収、国民健康保険等
- (3) 所管区域 旧東浪見村一円 人口二、九五三人

(三) 小学校、中学校その他教育施設の統合整備
中学校は最も近い時機において、校舎の増築をほかり、教育の環境を改善し、施設等を充実させて統合する。

(六) 国及び県にたいする要望事項

(1) 国にたいする要望事項

東京都に最も近接せる外房屈指の海水浴場として、その名を広く全国に知られている一宮町は、観光の地として、また肥沃な農耕地約六百町歩と果樹園約十町歩を持つ農産物生産地として、一大発展を期さなければならぬ。かかる意味から、五町歩の保安林を解除してこれを住宅地とし、なお保安林内にある国有財産(住宅)の無償交付を要望する。

(2) 県にたいする要望事項

(イ) 一宮町老女子地内にある県有財産を町に無償交付されたらいい。
(ロ) 九十九里県立公園の拡充整備を計り各種施設の急速実現を願いたい。

(ハ) 昭和二十九年において一宮橋を永久橋(現在木橋腐朽朽険)とされたい。

(ニ) 土地改良事業にたいし積極的に協力願いたい。

(ホ) 市街地道路の舗装を急速に施行されたい。

新町建設計画は以上の通りだが、これらの多くの難問題をかかえて、久我町長は日夜町政の運営に懸命の努力をつづけた。

中でも緊急を要するものは、合併後の児童を収容する校舎の増築であった。しかし、これにあてる財源が乏しかったので、町長は起債にこれをもとめた。この起債の手續において、議会と意見の一致しないところなどもあり、就任以来の過労のために病気になる

って辞任した。そして近藤三郎町長が出現したのは、昭和三十一年五月二十六日のことである。

近藤町長は、前町長の引継ぎを受けて新町建設に一步を踏みだしたが、直後に二人議長の問題などが起って苦慮しないわけにはいかなかった。同じような苦慮は、清水孝平議長のものでもあった。

やがて、町政は少しずつだが前進を開始した。そうしなければならぬ状態のもとにおかれていた。赤字をもった自主再建団体の指定解除、消防機械購入、起債の申請、中学校統合の実現、風田耕地埋立て計画などを早急に軌道に乗せる必要があった。これは合併後、特に新町建設の支柱ともなるもので、町長、議会も共にこれが実現のためには努力しなければ、合併の目的がすっかり失われてしまうため、二人議長問題の解決後は町政の進展に拍車をかけた。

そして、合併直後にたてた新町建設計画の昭和三十三年度からの実施をめざして、適正な事業を選んで再び計画のねり直しにかかった。その主なものはつぎの通りである。

- (1) 支所又は出張所の廃止、統合に伴い直接必要となる通信及び連絡施設の整備
- (2) 小学校、中学校の統合又は通学区区域の変更のため必要な校舎の新築、改築又は増築
- (3) 支所、出張所の廃止統合、小中学校の統合に伴い必要となる道路、橋梁その他の土木施設の整備
- (4) 公民館その他教育文化施設の整備
- (5) 消防自動車の購入及び消防施設の整備

(6) 衛生施設の整備

(7) 授産設備、老人ホーム、保育所その他の厚生施設の整備

(8) 道路、橋梁又はトンネルの新設その他の土木事業の整備

(9) 各種の土地改良事業

(10) 有線放送施設その他の通信施設の整備

(11) 都市計画事業

そして新町建設審議会委員を議会側、教育委員会、土地改良事務所、観光、商工、福祉、婦人団体関係から二十二名選出し、役場内では総務課長を本部長とした十二名からなるをもって推進する態勢をつくった。

この態勢下において特筆すべきことは、中学校の統合を昭和三十三年八月一日に実施したことである。これは一宮町、東浪見村の合併の最終目的を達成したといってもよからう。教育、財政上の効果は勿論であるが、同じ校舎に学びあうという精神的な相互理解の場ができた意義は大いに誇ってよい。つづいて消防自動車ポンプを購入したことである。勿論これは町としては始めてのことではないが、以前よりよい性能のもので合併して広くなった地域の消防には適当と町民からも期待されていたものである。

つぎに同三十四年四月から、町としては初めての有線放送が開始された。これは中学校統合によって生徒たちの相互理解の場ができたこととくらべて、町民の日常生活のなかに、この有線放送を利用することによって、合併後の相互理解、協力融和の気が一層の効果あげることであろう。

なお三十五、六、七年度のものとして一宮川筋下村―船頭給の橋梁架設工事の計画、宮原―海岸をむすぶ産業観光道路の計画、上水道施設計画、統合後の中学校整備、公民館建設計画、町営住宅建設などを新町建設計画に加えた。

これらの計画は、さきの計画とともに逐次実施された現在までには殆ど完成をみているが、そのうち主なものは下村―船頭給間の橋梁架設である。これは合併による地域を結ぶ道路の貫通の最後の仕上げであり、宮原地先から海岸への観光道路との往來を便ならしめることに大いに役立つものである。

つぎに一宮原地区に収容人員六〇名、建坪七十六坪、工費二四〇万円で保育園ができたことである。これは合併により東浪見地区の一宮寄りのものが、いままで東浪見保育園に通っていた不便が救われることでもあり、農村部落に一つの厚生・福祉センターの拠点ができたことは喜ばしいことである。

さらに東浪見旧役場跡に青年研修所ができ、公民館の代用として大いに利用されている。町営住宅は野中地区に二〇戸が新設され、その後、東浪見権現前地先に二〇戸の町営住宅が誕生した。一宮の山間地域といわれていた西部の部落も次第にその様相を変えつつある。

待望の中学校の体育館も工費一千五百万円、二三六坪、近代的な建築で、内部設備も完備し、屋内でバスケットボール、バレーボール、バドミントン、鉄棒ができるようになっており、講堂としても利用できる。拡声機、椅子二五〇も備えられている。昭和三十四年

度から、年次計画で進められてきた中学校の統合による建設計画もすでに完成、利用されている一般教室、特別教室と併せてここに一段落したことは、町史上特筆すべきことである。これにまつわり町民として忘れることのできないのは、この体育館の落成式に来賓として加納前県知事が見え、生徒にスポーツマン精神の話をし、県庁に帰ってから間もなく病床につき亡くなられたことであろう。

第二回一宮町議会議員選挙(昭和三十三年十月十二日)

(投票率 八八・二七%)

氏名	党派	年齢	職業	得票数
清水 幸平	無所属	六五	無職	三三四
向井 十郎	自民党	四四	団体役員	三一五
白井 幸	無所属	四三	会社重役	三〇五
鶴岡 栄	"	四七	酒造業	二五七
井原 太	"	五二	農業者	二四一
井原 春	"	五二	醸造業	二三三
秦 守一	"	三五	醸造業	二三三
緑 川 丈	"	五〇	農業者	二四五
森 田 文	"	四六	会社社員	二四五
長谷川 静	"	三三	農業者	二五〇・三四
嵯峨野 永	"	五六	理容業	二五一
御園生 謙三	"	六〇	"	二六一
相野 寛三郎	"	五九	"	二七〇
相野 重知	"	五三	"	二七三
田中 誠治	"	五七	農業者	二七九・五六
高岡 太兵衛	"	四七	食肉販売	二二一・一四
渡辺 武治	"	四九	鉄工業	二二〇
岡沢 勢一郎	"	四七	農業	二〇五

一宮町議会常任委員(改選第二回)

委員名	氏名	委員長	副委員長
総務	酒井玉五郎	川崎甚一、長谷川静、富塚寿雄、宇野沢寛三郎	
文教	森田文蔵	田中定治、相重知、緑川丈一、秦守彦	
経済	石野益二	御園生謙三、土井正三、鶴沢春吉、小高長作、田中誠治	
厚生	嵯峨野永	渡辺高治、井原太一、岡沢太兵衛、高原勢一郎	

第三回一宮町議会議員選挙(昭和三十七年十月五日)

(投票率 九一・六六%)

氏名	党派	年齢	職業	得票数
酒井 伊之助	無所属	六一	学園主事	三五五

一宮町監査委員(昭和三十三年四月一日 現在)
 森田文蔵 任期四年 一宮一、一四三 会社社員 留任
 忠四郎 任期三年 一宮一、九九九 呉服商 留任
 吉野正三 " 一宮三、一一〇 卸売商 留任

氏名	党派	年齢	職業	得票数
清水 幸平	無所属	六五	無職	三三四
向井 十郎	自民党	四四	団体役員	三一五
白井 幸	無所属	四三	会社重役	三〇五
鶴岡 栄	"	四七	酒造業	二五七
井原 太	"	五二	農業者	二四一
井原 春	"	五二	醸造業	二三三
秦 守一	"	三五	醸造業	二三三
緑 川 丈	"	五〇	農業者	二四五
森 田 文	"	四六	会社社員	二四五
長谷川 静	"	三三	農業者	二五〇・三四
嵯峨野 永	"	五六	理容業	二五一
御園生 謙三	"	六〇	"	二六一
相野 寛三郎	"	五九	"	二七〇
相野 重知	"	五三	"	二七三
田中 誠治	"	五七	農業者	二七九・五六
高岡 太兵衛	"	四七	食肉販売	二二一・一四
渡辺 武治	"	四九	鉄工業	二二〇
岡沢 勢一郎	"	四七	農業	二〇五

昭和二十九〜三十六年度までの決算調へ
 歳入の部 その一

科目	二十九年度	三十年度	三十一年度	三十二年度
一町 税	一、五八六、四四〇円	一、五八六、四四〇円	三、〇三〇、〇七五円	三、三三六、三三七円
二 地方交付税	四、三三三、〇〇〇円	六、二二二、〇〇〇円	五、三六八、〇〇〇円	八、三三六、〇〇〇円

歳入の部 その二

科目	三十三年度	三十四年度	三十五年度	三十六年度
一町 税	三、三九七、八四四円	三、五〇六、八三三円	三、六三三、三三三円	三、六九七、四四四円
二 地方交付税	三、三三三、〇〇〇円	三、三三三、〇〇〇円	三、三三三、〇〇〇円	三、三三三、〇〇〇円
三 公営企業収入	〇円	〇円	〇円	〇円
四 分取金	〇円	〇円	〇円	〇円
五 負担金	〇円	〇円	〇円	〇円
六 国庫支出金	八、一七五、〇〇〇円	八、一七五、〇〇〇円	八、一七五、〇〇〇円	八、一七五、〇〇〇円
七 県支出金	七、七七一、七七一円	七、七七一、七七一円	七、七七一、七七一円	七、七七一、七七一円
八 寄附金	二、五八三、〇〇〇円	二、五八三、〇〇〇円	二、五八三、〇〇〇円	二、五八三、〇〇〇円
九 繰入金	五、一七五、〇〇〇円	五、一七五、〇〇〇円	五、一七五、〇〇〇円	五、一七五、〇〇〇円
十 雑収入	一、七五三、〇〇〇円	一、七五三、〇〇〇円	一、七五三、〇〇〇円	一、七五三、〇〇〇円
十一 雑収入	一、七五三、〇〇〇円	一、七五三、〇〇〇円	一、七五三、〇〇〇円	一、七五三、〇〇〇円

科目	二十九年度	三十年度	三十一年度	三十二年度
歳入合計	三,四四八,四三三	三,四四八,四三三	三,四四八,四三三	六,六三三,四三三

歳出の部 その一

科目	二十九年度	三十年度	三十一年度	三十二年度
一 議会費	五,六八三	四,六三三	四,六三三	六,三三三
二 役場費	一〇,三三三	八,三三三	八,三三三	八,三三三
三 消防費	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇
四 土木費	一,七三三	一,七三三	一,七三三	一,七三三
五 教育費	六,三三三	六,三三三	六,三三三	六,三三三
六 社会及労働施設費	八,三三三	八,三三三	八,三三三	八,三三三
七 保健衛生費	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
八 産業経済費	二,四三三	二,四三三	二,四三三	二,四三三
九 財産費	一〇,一三三	一〇,一三三	一〇,一三三	一〇,一三三
十 統計調査費	一〇,一三三	一〇,一三三	一〇,一三三	一〇,一三三
十一 選挙費	三,四三三	三,四三三	三,四三三	三,四三三
十二 公債費	三,四三三	三,四三三	三,四三三	三,四三三
十三 諸支出金	一,四三三	一,四三三	一,四三三	一,四三三
十四 予備費	一,四三三	一,四三三	一,四三三	一,四三三
歳出合計	三,〇六八,九三三	三,〇六八,九三三	三,〇六八,九三三	三,〇六八,九三三

歳出の部 その二

科目	三十三年度	三十四年度	三十五年度	三十六年度
一 議会費	八,八三三	七,八三三	一,三三三	一,六三三

科目	二十九年度	三十年度	三十一年度	三十二年度
二 役場費	九,八〇〇	八,一〇〇	八,一〇〇	八,一〇〇
三 消防費	四,一〇〇	四,一〇〇	四,一〇〇	四,一〇〇
四 土木費	三,七〇〇	三,七〇〇	三,七〇〇	三,七〇〇
五 教育費	三,七〇〇	三,七〇〇	三,七〇〇	三,七〇〇
六 社会及労働施設費	六,三三三	六,三三三	六,三三三	六,三三三
七 保健衛生費	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三
八 産業経済費	四,九三三	四,九三三	四,九三三	四,九三三
九 財産費	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三
十 統計調査費	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三
十一 選挙費	三,四三三	三,四三三	三,四三三	三,四三三
十二 公債費	三,四三三	三,四三三	三,四三三	三,四三三
十三 諸支出金	一,四三三	一,四三三	一,四三三	一,四三三
十四 予備費	一,四三三	一,四三三	一,四三三	一,四三三
歳出合計	六,三三三,四三三	六,三三三,四三三	六,三三三,四三三	六,三三三,四三三

昭和三十一年度予算(当初)

科目	歳入	歳出
一 町税	三,六三三,〇〇〇	一,六三三,〇〇〇
二 地方交付税	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇
三 公営企業及財産収入	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
四 分担金及手数料	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
五 国庫支出金	四,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
六 寄附金	一,八〇〇,〇〇〇	一,八〇〇,〇〇〇
七 八寄附金	二,七三三,〇〇〇	二,七三三,〇〇〇
八 歳入合計	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
一 議会費		一,六三三,〇〇〇
二 役場費		一,五〇〇,〇〇〇
三 消防費		一,〇〇〇,〇〇〇
四 土木費		一,〇〇〇,〇〇〇
五 教育費		一,〇〇〇,〇〇〇
六 社会及労働施設費		一,〇〇〇,〇〇〇
七 保健衛生費		一,〇〇〇,〇〇〇
八 産業経済費		一,〇〇〇,〇〇〇
九 歳出合計		二,〇〇〇,〇〇〇

九 繰越金	二,〇〇〇,〇〇〇
十 繰入金	二,〇〇〇,〇〇〇
十一 雑収入	四,〇〇〇,〇〇〇
十二 町債	四,〇〇〇,〇〇〇
歳入合計	二,〇〇〇,〇〇〇

九 財産費	三,〇〇〇,〇〇〇
十 統計調査費	一〇,〇〇〇,〇〇〇
十一 選挙費	一〇,〇〇〇,〇〇〇
十二 公債費	二,〇〇〇,〇〇〇
十三 諸支出金	三,〇〇〇,〇〇〇
十四 予備費	三,〇〇〇,〇〇〇
歳出合計	二,〇〇〇,〇〇〇

四 県支出金	一,〇〇〇,〇〇〇
五 寄附金	一,〇〇〇,〇〇〇
六 繰入金	一,〇〇〇,〇〇〇
七 繰越金	一,〇〇〇,〇〇〇
八 雑収入	一,〇〇〇,〇〇〇
歳入合計	二,〇〇〇,〇〇〇

四 趣旨普及費	一,〇〇〇,〇〇〇
五 財産費	一,〇〇〇,〇〇〇
六 保健施設費	一,〇〇〇,〇〇〇
七 諸支出金	一,〇〇〇,〇〇〇
八 予備費	一,〇〇〇,〇〇〇
歳出合計	二,〇〇〇,〇〇〇

昭和三十六年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算

科目	歳入	歳出
一 国民健康保険税	九,三三三,三三三	一,四三三,三三三
二 財産収入	五,三三三,三三三	三,三三三,三三三
三 国庫支出金	六,三三三,三三三	二,〇〇〇,〇〇〇
四 県支出金	六,三三三,三三三	二,〇〇〇,〇〇〇
五 寄附金	七,三三三,三三三	七,三三三,三三三
六 繰入金	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三
七 繰越金	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三
八 雑収入	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三
歳入合計	二,七〇〇,〇〇〇	二,七〇〇,〇〇〇

昭和三十七年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算

科目	歳入	歳出
一 国民健康保険税	八,八三三,〇〇〇	一,七三三,〇〇〇
二 財産収入	八,〇〇〇,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇
三 国庫支出金	六,三三三,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
四 県支出金	六,三三三,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
五 寄附金	七,三三三,〇〇〇	七,三三三,〇〇〇
六 繰入金	三,三三三,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇
七 繰越金	三,三三三,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇
八 雑収入	三,三三三,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇
歳入合計	二,七〇〇,〇〇〇	二,七〇〇,〇〇〇